



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

発表記者会：東北電力記者会
宮城県政記者会

令和6年9月9日
国土交通省 東北運輸局

輸送の安全確保に関する警告書の発出

令和6年7月3日、下記一般旅客定期航路事業者の運航する旅客船が松島棧橋を出航しようとする際、誤って護岸に接触し乗客5名を負傷させる事故を発生させたことから、同年7月5日、海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程の一部が遵守されていないことが確認されました。

よって、当該事業者に対し、下記のとおり輸送の安全確保に関する警告書を当局において発出しましたのでお知らせします。

記

1. 発出年月日

令和6年9月9日(月)

2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置

事業者の名称：丸文松島汽船株式会社

代表者名：代表取締役 佐藤 昭夫

主たる事務所の位置：宮城県塩釜市海岸通6番2号

3. 指導の内容

以下①～④に係る措置について、令和6年10月9日までに当局あて文書にて報告すること。

- ① 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- ② 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- ③ 船長及び運航管理補助者は、安全管理規程第34条及び作業基準第5条に基づき、適切な手順により離岸作業を行うこと。
- ④ 運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき安全教育を実施したときは、同規程第54条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。

4. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該警告により付された違反点数 7点

当該事業者が付された累積違反点数 7点

(参考)人の運送をする船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001735631.pdf>

《問い合わせ先》 東北運輸局海上安全環境部 運航労務監理官
柳田・熊谷 TEL：022-791-7511